

# (資料16)

## ○船橋市リハビリセンター条例施行規則

平成25年3月29日

規則第34号

改正 平成26年8月29日規則第89号

平成28年3月30日規則第18号

平成29年9月26日規則第79号

船橋市リハビリセンター条例施行規則（平成10年船橋市規則第83号）の全部を改正する。

### 船橋市リハビリセンター条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、船橋市リハビリセンター条例（平成25年船橋市条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定の申請書等）

第2条 条例第9条の規則で定める申請書は、船橋市リハビリセンター指定管理者指定申請書（第1号様式）とする。

2 条例第9条第1号の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理の基本方針
- (2) 業務計画
- (3) 管理に係る収支予算
- (4) その他管理運営に関する計画

3 条例第9条第2号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定款、寄附行為その他これらに類するもの
- (2) 法人にあっては、登記事項証明書
- (3) 第1項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支決算書、事業報告書、貸借対照表及び財産目録
- (4) その他市長が必要があると認める書類

（指定の通知）

第3条 市長は、条例第10条の規定により指定管理者を指定したときは、船橋市リハビリセンター指定管理者指定通知書（第2号様式）により、指定されたものに通知するものとする。

（事業報告書の記載事項）

第4条 条例第11条第3号の市長が必要があると認める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 次条第1項に規定する中期目標における達成状況及び第6条に規定する中期行動計画における実施状況
  - (2) その他市長が必要があると認める事項
- （中期目標）

第5条 市長は、3年以上5年以下の期間において船橋市リハビリセンター（以下「センター」という。）が達成すべき管理に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 利用者及びその家族に対して提供するサービスに関する事項
- (2) 管理の効率化に関する事項
- (3) 財務内容の改善に関する事項
- (4) その他管理に関する重要事項

## (資料16)

(中期行動計画の公表)

第6条 市長は、指定管理者が定める中期目標を達成するための行動計画（以下「中期行動計画」という。）を承認したときは、速やかに、これを公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

(中期目標に係る管理の実績に関する評価等)

第7条 市長は、定期又は随時に中期目標の達成状況、中期行動計画の実施状況その他の管理の実績について評価し、必要に応じて指定管理者に対し指示を行うものとする。

2 市長は、中期目標の期間の終了時において、前項の評価を行い、その評価に基づき、センターの管理について検討し、所要の措置を講ずるものとする。

(規則で定める開館時刻)

第8条 条例第14条第2項の規則で定める開館時刻は、午前8時30分とする。

(平26規則89・追加)

(規則で定める開館日)

第9条 条例第15条第2項の規則で定める開館日は、土曜日（12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（月曜日から土曜日までの日に当たる場合に限るものとし、1月1日を除く。）とする。

(平28規則18・追加、平29規則79・一部改正)

(センターの開館時間又は休館日の変更等)

第10条 指定管理者は、条例第14条第3項の規定により臨時に開館時間を変更しようとするとき、又は条例第15条第3項の規定により臨時に休館日を変更し、若しくは休館日を設けようとするときは、船橋市リハビリセンター開館時間変更等承認申請書（第3号様式）により市長の承認を受けなければならない。

(平26規則89・旧第8条繰下、平28規則18・旧第9条繰下)

(診療等の申込み)

第11条 センターで条例第6条に掲げる業務の提供を受けようとする者は、指定管理者が定める手続に従わなければならない。

(平26規則89・旧第9条繰下、平28規則18・旧第10条繰下)

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平26規則89・旧第10条繰下、平28規則18・旧第11条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 条例第7条の規定による指定管理者の指定に関し必要な手続は、この規則の施行前においても、第2条及び第3条の規定の例により行うことができる。

附 則（平成26年8月29日規則第89号）

この規則は、平成26年9月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規則第18号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月26日規則第79号）

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

第1号様式

船橋市リハビリセンター指定管理者指定申請書

年 月 日

船橋市長 へ

主たる事務所の所在地

法人又は団体の名称

代表者氏名

⑩

指定管理者の指定を受けたいので、船橋市リハビリセンター条例第9条の規定により、  
下記のとおり申請します。

記

- 1 指定を受けようとする施設
- 2 指定を受けようとする期間

第2号様式

船橋市リハビリセンター指定管理者指定通知書

第 号  
年 月 日

様

船橋市長 印

船橋市リハビリセンター条例第10条の規定により、下記のとおり指定管理者として指定したので、通知します。

記

- 1 指定する施設
- 2 指定期間

第3号様式

船橋市リハビリセンター開館時間変更等承認申請書

年 月 日

船橋市長 へ

指定管理者 印

下記のとおり変更したいので申請します。

記

- 1 変更期間
- 2 変更内容
- 3 変更理由

第1号様式  
第2号様式  
第3号様式